

## 令和 5 年度

## さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会 委員名簿

(要綱掲載順・敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員	臼 杵 信 裕	元さいたま市教育委員会 教育長
委 員	上 野 茂 昭	埼玉大学 教育学部 准教授
委 員	森 田 真 紀 子	社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 児童課長
委 員	駒 木 根 敦 子	特定非営利活動法人 さいたま市学童保育の会 事務局次長
委 員	清 水 ヨ シ 子	さいたま市 民生委員児童委員協議会 理事
委 員	高 橋 麗 子	さいたま市 民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 副部会長
委 員	野 津 美 智 代	さいたま市立小学校校長会 (さいたま市立大宮南小学校長)
委 員	出 口 裕 貴	さいたま市 P T A協議会 理事
委 員	橋 本 正 晴	青少年育成さいたま市民会議 理事
委 員	溝 口 誠	チャレンジスクール運営会議 会長

## さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市において、放課後対策事業の総合的な在り方を検討し、効率的かつ円滑な実施を推し進めるため、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次の事項について検討する。

- (1)放課後子ども総合プランの推進
- (2)放課後対策事業の実施方針
- (3)安全管理方策
- (4)広報活動方策
- (5)指導者研修の企画
- (6)事業実施後の検証・評価
- (7)その他、放課後子ども総合プラン推進事業の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会の委員は15人以内とし、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて推進委員会に諮り、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て未来部幼児・放課後児童課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表 （第3条関係）

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
特定非営利活動法人さいたま市学童保育の会
さいたま市民生委員児童委員協議会
さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会
さいたま市立小学校校長会
さいたま市PTA協議会
青少年育成さいたま市民会議
さいたまチャレンジスクール運営会議

# 放課後児童クラブと放課後子ども教室の 一体型事業の実施について

子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

# 1. 新たな放課後の居場所の必要性

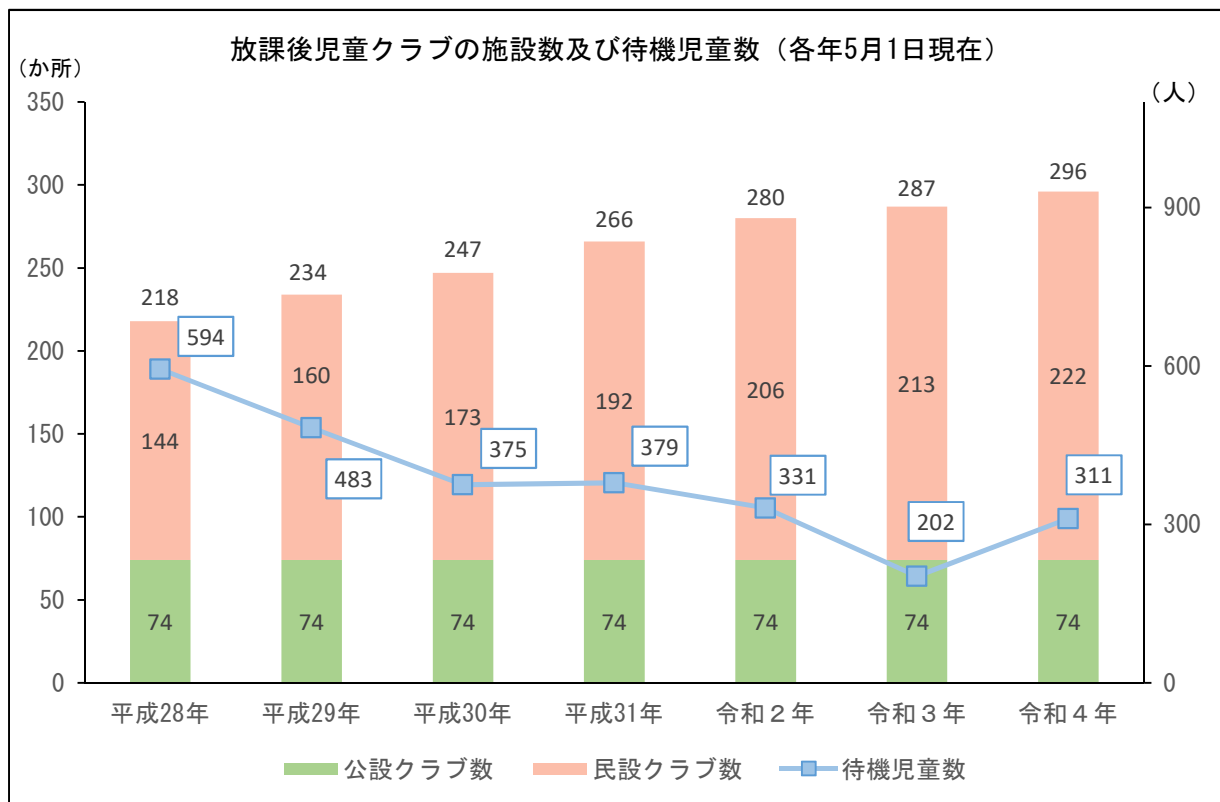
---

- ① 本市の放課後児童クラブの現状
- ② 本市の放課後児童クラブの課題と対応策

# 1 - ① 本市の放課後児童クラブの現状（1 / 3）

## 待機児童の現状

- 本市では「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」（平成24年策定）に基づき、利用ニーズに迅速に対応可能な民設放課後児童クラブの整備により、待機児童の解消に取り組んできた。
- また、余裕教室を活用したクラブ整備も計画的に進めてきたが、子育て世代の増加や女性の就業率の上昇に伴い留守家庭児童は増加しており、利用ニーズの増加に対して整備が追いついていない。
- 令和4年5月時点の待機児童数は311人であり、政令指定都市で最多となっている。



○政令市比較（令和4年5月1日現在）

都市名	R4待機児童数
1 札幌市	0
2 仙台市	20
3 <b>さいたま市</b>	<b>311</b>
4 千葉市	82
5 横浜市	0
6 川崎市	0
7 相模原市	107
8 新潟市	0
9 静岡市	30
10 浜松市	261
11 名古屋市	37
12 京都市	0
13 大阪市	0
14 堺市	0
15 神戸市	0
16 岡山市	167
17 広島市	165
18 北九州市	0
19 福岡市	0
20 熊本市	8

# 1 - ① 本市の放課後児童クラブの現状 (2 / 3)

## 運営主体の現状

- 公設放課後児童クラブは全て指定管理者（さいたま市社会福祉事業団)による運営。
- 民設放課後児童クラブは、保護者会が中心となって運営するNPO法人が最も多い。

運営者の推移（各年4月1日現在）

（単位：か所）

	運営者	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
公設	指定管理者（さいたま市社会福祉事業団)	74	74	74	74	74	74	74
民設	<b>NPO法人（保護者会）</b>	<b>84</b>	<b>89</b>	<b>99</b>	<b>106</b>	<b>113</b>	<b>118</b>	<b>120</b>
	NPO法人（その他）	47	54	58	68	73	75	75
	社会福祉法人	12	15	14	16	18	18	25
	その他法人	1	2	2	2	2	2	2
	計	144	160	173	192	206	213	222
合計		218	234	247	266	280	287	296

※条例に基づく公の施設を「公設」、それ以外を「民設」として集計

（参考）

主な運営主体	埼玉県内	さいたま市
NPO法人（保護者会・その他）	30%	<b>66%</b>
社会福祉法人	25%	33%
市町村	24%	0%
株式会社	14%	1%
その他	6%	0%

設置運営形態	政令市	さいたま市
公設公営	17%	0%
公設民営	61%	25%
民設民営	22%	<b>75%</b>

※端数処理（四捨五入）の関係で、総数と内訳は一致しない

# 1-① 本市の放課後児童クラブの現状（3 / 3）

## 国の動向

### 「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年～令和5年）

#### 【目的】

- 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。

#### 【目標】

- 全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち、小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。  
※全国の総クラブ数26,683箇所のうち一体型は5,869箇所（令和4年）
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

## 本市の取組状況

### 国における目標

- 全ての小学校区で一体的に又は連携して実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施

### 本市の取組状況

- 全校の62.5%※1で放課後児童クラブとチャレンジスクールを一体的※2に実施（65校/104小学校区）  
※1 放課後チャレンジスクール全104校の平均実施回数は月2.4回（夏休み等の休業日除く）  
※2 放課後児童クラブに入室する児童がチャレンジスクールにも参加できる小学校区として集計
- 学校施設内開設クラブ数の割合は9.5%  
（プラン期間中の開設クラブ42か所のうち4か所）



## 1 - ② 本市の放課後児童クラブの課題と対応策

- 民設放課後児童クラブの整備による待機児童対策は、物件の確保が難しく、法人運営など保護者への負担も大きいいため、持続可能な対応策とは言えない。また、働き方の変化に伴い、放課後の居場所への利用ニーズが多様化している。
- 多様化するニーズに対応し、利用を希望する全ての児童のための放課後の居場所を確保するためには、これまでの放課後児童クラブの整備から、学校の余裕教室を活用した新たな放課後の居場所の確保へ転換を図っていく必要がある。
- 「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業」を実施し、利用を希望する全ての児童※に対して、学校内において放課後の居場所を提供する。また、事業の導入に向けた検証のため早期のモデル事業の実施を検討している。

※17時以降の児童に対しては親の就労要件あり

	現状	課題	対応方針
施設整備	<b>放課後児童クラブに適した物件の確保が困難</b> であり、放課後児童クラブの整備数が利用ニーズの増加に追いついていない。	利用ニーズの増加に対応した、待機児童解消のための受け皿確保の強化が求められており、 <b>これまで以上に学校施設を活用していく必要がある。</b>	<p>これまでの放課後児童クラブから、<u>学校の余裕教室を活用した、全ての児童を対象とする新たな放課後の居場所へ転換</u>を図っていく必要がある。</p> <p><b>新たに「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業」を実施</b>することとし、<u>早期のモデル事業の実施を検討</u>している。</p>
保護者負担	支援員の確保や勤怠管理、新規開設に係る物件探しなどを保護者が担うケースが多く、 <b>運営に係る保護者の負担が大きくなっている。</b>	新規開設に係る物件探しやクラブ運営に係る <b>保護者の負担軽減を図る必要がある。</b>	
ニーズの多様化	働き方の変化による <b>利用ニーズの多様化に応じた放課後の居場所が不足している。</b>	夏休みなどのみの利用やスポット的利用など多様なニーズに応じた、 <b>全ての児童のための安全・安心な放課後の居場所を確保していく必要がある。</b>	

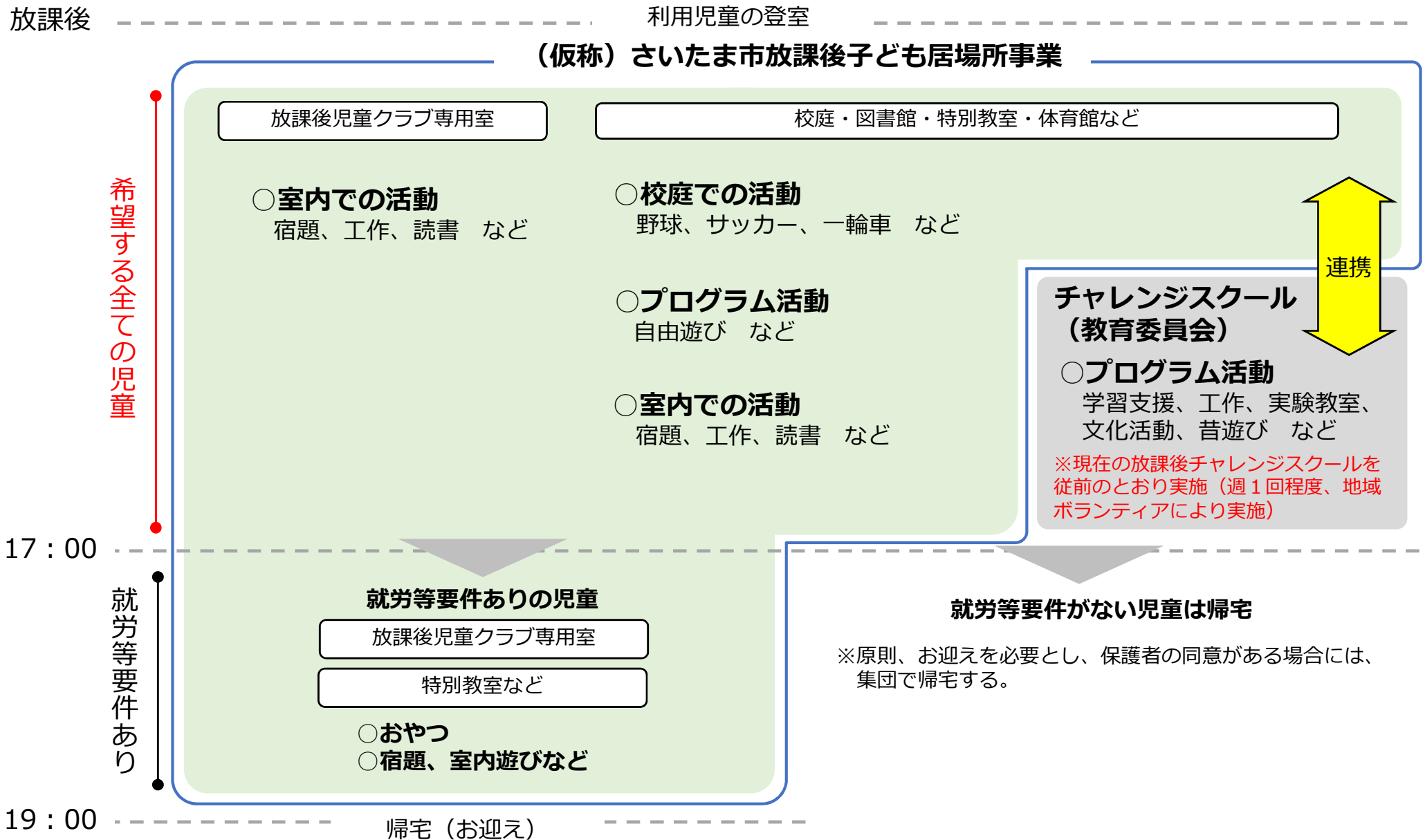
## 2. モデル事業

---

- ① モデル事業の概要
- ② モデル事業の検証内容

## 2-① モデル事業の概要 (1/2)

- 希望する全ての児童を対象に、小学校の教室等を活用して、放課後の居場所を提供する。



## 2-① モデル事業の概要 (2/2)

- 放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の事業スキームを組み合わせることにより実施

	【現状】放課後児童クラブ	【新規】(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業	(参考) チャレンジスクール部分
	目的	就労等により保護者が家庭にいない児童を対象に、家庭に代わる生活の場を提供	希望するすべての児童への居場所を提供 ※17時以降は保護者の就労等の要件が必要
事業形態	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業+放課後子ども教室	放課後子ども教室 (チャレンジスクール推進事業)
活動内容	放課後児童支援員のもと、宿題、室内での遊び、校庭や体育館などでの運動  平日 放課後～19時 土曜・夏休み等 8時～19時 ※利用時間帯を問わず保護者の就労要件あり ※おやつ(月額2,000円程度)あり。 19時まで	放課後児童支援員のもと、宿題、室内での遊び、校庭や体育館などでの運動  平日 放課後～19時まで 土曜・夏休み等 8時～19時まで ※17時までは小学校に在籍するすべての児童が利用可能(就労要件なし) ※おやつは、17時以降も利用する児童にのみ提供	原則、現在の地域ボランティアによる放課後チャレンジスクールを従前のおり実施(週1回程度)
保護者負担	公設:月額8,000円(減免制度あり) 民設:月額12,000円(平均)	委託約款、実施要綱等で利用時間帯に応じた規定を予定 ※チャレンジスクールのみ利用は無料(材料費等の実費負担あり)	
待機児童への対応	児童の利用時間帯に関わらず利用調整の対象なり、放課後児童クラブを整備する必要がある。	全ての児童を受け入れるため、原則として待機児童は発生しない	—
国庫負担	子ども・子育て支援交付金(子ども家庭庁)	子ども・子育て支援交付金(子ども家庭庁) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(文部科学省)	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(文部科学省)

※現時点における整理であり、モデル事業の結果等を踏まえながら、今後検討を進めていく。

## 2-② モデル事業の検証内容

### 目的

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業」として、早期にモデル事業を実施し、事業のオペレーション、待機児童対策としての効果、民設放課後児童クラブへの影響等の観点から、より実効性の高い運営形態について検証を行う。

### モデル校

モデル校の選定にあたっては、学校施設内に既存の放課後児童クラブ室がある学校、待機児童が生じている学区、地域バランス等を勘案し選定。

### モデル事業での検証内容

- 運営全般
- 待機児童削減に対する効果
- 地域ボランティアの活躍によって効果を上げている「チャレンジスクール」と「17時までの居場所」部分との連携
- 既存の民設放課後児童クラブ運営事業者への影響
- 既存の民設放課後児童クラブ運営事業者の一体型事業への参入可能性

# 参考 近隣自治体における一体型事業

市区	千葉市	横浜市	川崎市	品川区	世田谷区
実施方式	委託（3年間）	補助	指定管理（112か所）、委託（2か所）	委託（5年ごと）	直営
開始時期	令和2年（平成29年～モデル事業）	平成16年	平成15年	平成16年	平成11年頃
運営主体	NPO法人、株式会社、 公益財団法人、 一般財団法人（学校ごとに公募）	NPO法人、株式会社、 社会福祉法人、 公益財団法人、一般財団法人	NPO法人、社会福祉法人、 公益財団法人	NPO法人、株式会社など	公設公営
小学校数	108校	338校（令和4年5月1日時点）	114校（令和4年5月1日時点）	37校	61校（令和4年5月1日時点）
実施数	24か所（令和4年5月1日時点）	338か所（令和4年5月1日時点）	114か所（令和4年5月1日時点）	37か所（令和4年4月1日時点）	61か所（令和4年5月1日時点）
登録率	35%	31.5%	34.6%	54%	約23%
実施場所	専用施設、余裕教室、特別教室	余裕教室、学校内専用施設	学校敷地内専用施設、特別教室など	学校内専用施設、特別教室など	学校敷地内専用施設、特別教室など
対象児童	該当実施校に通学する1～6年生	該当実施校に通学する1～6年生	該当実施校に通学する1～6年生	該当実施校に通学する1～6年生 ※C登録のみ3年生まで	BOP:該当実施校に通学する 1～6年生 新BOP学童:1～3年生
勤務証明	必要（夜の部のみ）	必要（区分2A,区分2Bのみ）	不要	不要	必要（学童利用の場合）
選考の有無	夜の部のみ選考あり	なし	なし	なし	なし
利用区分	昼の部:17時まで 夜の部:19時まで (就労等の条件あり)	区分1:16時まで 区分2A:17時まで (就労等の条件あり) 区分2B:19時まで (就労等の条件あり)	なし	A登録:17時まで B登録:18時まで (就労等の条件あり) C登録:19時まで (就労等の条件あり)	BOP:放課後～17時 (10月～2月は16:30) 新BOP学童:18:15まで (就労等の条件あり)
利用料	昼の部(7,8月以外):3,500円/月 昼の部(7月):4,000円/月 昼の部(8月):5,500円/月 夜の部:5,000円/月 ※減免制度あり	区分1:無料 区分2A:2,000円/月 区分2B:5,000円/月 ※減免制度あり ※別途おやつ代(実費程度)	無料	A登録:250円/月 B登録:3,250円/月 C登録:4,250円/月 ※減免制度あり	BOP:無料 新BOP学童:5,000円/月 (おやつ代含む) ※減免制度あり
利用料徴収	市担当課(市の歳入)	各事業者(クラブの収入)	なし	区担当課(市の歳入)	区担当課(市の歳入)
その他	・専用室(児クラ用設備あり)1部屋+兼 用室(学校と兼用。放課後は優先的に使 用可。)2～6部屋 ・定員は専用室の面積基準にて算出 ・入室事務は担当課の職員のみで対応 (区役所ではやってないので3,000件の 申し込みを2～3人でチェックして大変と のこと)	・17時以降の定員を超える見込みと なった場合には、運営事業者が学校と 直接交渉し、受入場所を確保すること で、選考なしとしている。	・18時～19時までの「子育て支援・わ くわくプラザ事業」が月額2,500円で あり ・利用申し込み時に就労と定期利用に チェックのある児童を放課後児童健全 育成事業の対象児童としている。	・利用希望者が増え、活用する教室の 確保が課題。 ・B登録、C登録を児クラ児童としてカ ウント	・令和5年4月から1年生に限り19時ま で時間延長(定員あり) ・学童希望の児童数が増加し、職員数、 施設確保が課題となっているため、民 設民営クラブへの補助金を導入するこ とを実施予定

# 参考 県内自治体の状況

※ 県内自治体は放課後児童健全育成事業の実施状況を掲載。

市区	川越市	川口市	越谷市	戸田市	上尾市
放課後児童クラブ 運営形態	公設公営：32か所 民設民営：4か所	公設民営：52か所 民設民営：4か所	公設公営：29か所 民設民営：2か所	公設公営：19か所 公設民営（指定管理）：2か所 民設民営：28か所	公設民営：32か所 民設民営：14か所
小学校数	32校	52校	29校	12校	22校
設置場所	公設：学校内 民設：民間物件	公設：学校内（1か所除く） 民設：民間物件	公設：学校内 民設：民間物件	公設：学校内、児童館 民設：民間物件	公設：学校内 民設：民間物件
対象児童	市内在住、在学1～6年生	市内在住、在学1～6年生	市内在住、在学1～6年生	市内在住、在学1～6年生	市内在住、在学1～6年生
要件	就労、病気・障害、看護・介護、出産 週のうち3日以上、かつ学校授業日は14 時以降保護者が家庭にいない	就労、就学、出産、疾病、障害、介護・ 看護 14時30分以降保護者が家庭にいない	就労、就学・技能、疾病・障害、介 護・看護、災害、出産、求職活動 12日以上／月の利用が必要で、15時 以降保護者が家庭にいない	就労、就学、疾病・障害、介護・看護 帰宅後保育を必要とする者 （例：就労／日中に1日5時間以上かつ 終業時間が15時以降、勤務日数は月16 日以上）	就労、就学、出産、疾病、障害、介 護・看護、求職中 学童保育所の開設時間内で保育が必要 と認められる者
利用区分	学校授業日：放課後から18時30分まで 学校休業日：7時30分から 18時30分まで ※7時30分～8時30分は早朝保育	学校授業日：放課後から18時30分まで 土曜日：8時30分から18時30分まで 学校休業日：8時から18時30分まで ※延長利用：18時30分から19時まで	学校授業日：放課後から19時まで 土曜日：8時から18時まで 学校休業日：8時から19時まで	学校授業日：放課後から19時まで 土曜日：8時から19時まで 学校休業日：8時から19時まで	学校授業日：放課後から19時まで 土曜日：8時から19時まで 学校休業日：8時から19時まで ※学校休業日の月～金は7時30分～8時 も受入れ
利用料 （民間事業者が設定 しているクラブ除 く）	8,000円／月 ※保護者会がおやつ代徴収	7,000円／月 ※延長料金2,000円／月	8,500円／月 ※2人目：4,200円／月 3人目：0円／月 ※おやつ代1,500円／月	最高で7,800円／月 ※所得によって9階層に区分	1～3年生：14,000円／月 4年生：13,500円／月 5～6年生：12,000円／月 ※別途おやつ代あり
その他		過去の利用料の未納がある場合は、完納 してから入室審査の対象となる。	保育料等に滞納があり、その納付につ いて誠意ある対応がみられない場合、 入室審査の指数が「-30点」		全て保護者会運営の同一のNPO法人に 委託